

別紙1（評価項目算定用）

登録基幹技能者配置資料

工事名：

商号又は名称：

| 番号 | 従 事 工 種 | 登録基幹技能者講習の種類 | 従事者名 | 所属会社名 |
|----|---------|--------------|------|-------|
| 1  |         |              |      |       |
| 2  |         |              |      |       |
| 3  |         |              |      |       |
| 4  |         |              |      |       |
| 5  |         |              |      |       |
| 6  |         |              |      |       |

（注）

- 当該工事において、配置する登録基幹技能者が従事する工種を数量総括表（設計書）から抽出し、従事工種名及び当該技能者の受講講習種類を記載すること
- 登録基幹技能者講習の終了を証明する書類の写しを添付すること。
- 登録基幹技能者が、評価項目算定資料の提出日現在で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証（所属する元請建設業者名又は一次下請業者名が記載されているもの）の写しを添付すること。ただし、後期高齢者医療制度の加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る。）を添付すること。  
これ以外の書類は、雇用関係を証明する書類として認めない。
- 記載する登録基幹技能者については、元請業者（特定JVに係る入札における全ての構成員を含む）及び一次下請が雇用する者とする。  
ただし、記載の対象となる者は、当該工事への配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人とは別の者でなければならない。
- 受注者は、主要な工種において従事する登録基幹技能者については、その工種の期間の全てに従事させなければならない。主要な工種については、監督員と協議の上決定するものとする。
- 発注者から、登録基幹技能者の従事状況の立会を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- 報告書の結果、登録基幹技能者の活用、効果が認められない場合は、工事成績評定要領に基づき工事成績評定点を減ずる措置を講じることとする。
- 当該評価項目について登録基幹技能者を配置しない場合は、本書の提出を要しない。
- 所属会社名については、従事者が、一次下請が雇用する者の場合に記載すること。